

平成26年9月17日

枚方市議会議長
鷺見信文様

文教常任委員会
委員長 岡 沢 龍 一

文教常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成26年9月17日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請 願 第 6 号	枚方市立図書館への指定管理者制度導入に関する請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 他の公立図書館における指定管理者制度の導入状況について
- ・ 現在の市立図書館運営の状況について
- ・ 市立図書館合理化の必要性について
- ・ 市立中央図書館の果たすべき役割について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入の是非について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入を決定した経緯及び目的について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入による成果及びその活用の見込みについて
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入後の業務の継続性及び個人情報の管理等の課題への対応について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入に関する意見聴取会の状況について
- ・ 枚方市の図書館行政を考える会の活動内容について
- ・ 請願の賛同者を募る取り組みの有無について
- ・ 請願要旨における「市民」の意味について

2. 討論要旨

[藤田幸久委員]

本委員会における請願第6号の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

まず、本請願の趣旨としては、図書館への指定管理者制度の導入について、もっと時間をかけて慎重に検討すべきであるというものです。この点については、枚方市社会教育委員会議の意見にも反する進め方であるとされています。

しかし、図書館への指定管理者制度の導入については、平成24年12月に策定された枚方市新行政改革大綱において民間活力を活用する方向が示されて以降、検討が進められてきたものです。

また、市民の代表である市議会議員の一般質問等における意見等も踏まえた上で決定されたものであり、導入については必要な検討がなされているものと考えます。

さらに、社会教育委員会議から教育長あてに提出された意見では、生涯学習施設と図書館の複合施設における効率的、効果的な管理運営について、「素晴らしい内容であり実現を期待する」との内容もありました。

ただし、当然のことながら、今後、指定管理者制度の導入に向けた具体的な取り組みを進めるに当たり、さらに検討を行うことは必要であり、また、全国では既に指定管理者制度の導入が進み、事例も増加していることから、それらの効果や課題の検証をしっかりと行うべきです。

この点については、今後、指定管理者制度導入により図書館サービスをさらに充

実できるよう、先進事例も踏まえ、その導入手法について十分検討されるよう求めます。

次に、本請願は、津田、牧野、蹉・の3つの生涯学習市民センターで指定管理者制度導入に係る利用者、市民の意見聴取会が行われた点について、たった3回の意見聴取会で、市民や市民団体の意見等を十分聞かない進め方であるとし、導入反対を含めた幅広い意見聴取を実施すべきとされています。

しかし、先ほどの質疑でもありましたが、この意見聴取会での意見は、拙速な指定管理者制度の導入には反対である、指定管理者制度が導入されるとどういうメリットがあるのか、現状とどう変わるのか、具体的に説明してほしいといったもので、3回とも同様の内容であったと聞いており、この点からすると、一定程度、市民意見は集約できたものと考えられます。

また、意見の内容を鑑みると、やはり今、必要なことは、さらに意見聴取会を実施することではなく、早急に指定管理者制度導入後の図書館サービス充実策を明らかにし、市民全体に発信していくことです。

この点については、今後、利用者の皆様が安心できるよう、早急に方針を具体化し、数値や具体的な事例を用いて丁寧な説明を行っていただくよう求めます。

最後に、なぜ指定管理者制度を導入しなければ合理化ができないのかという点についてですが、生涯学習施設と図書館の複合施設については、築20年以上経過しているものが多く、設備が老朽化しています。その改修費用が増大する中、管理運営経費の縮減の効果があるとされている指定管理者制度の導入は有効な方策であると考えます。

もちろん、管理運営経費の縮減といった合理化の観点のみを指標として指定管理者制度を導入するわけではありません。教育委員会は、選択と集中の考え方にに基づき、サービスの向上、社会ニーズへの対応に向けて、限られた人材、財源等を再配分し、図書館がさらに充実することを目指して指定管理者制度の導入を進めているものです。つまり、あくまでも目的は図書館施策の充実であり、指定管理者制度をその手段の一つとして活用するものと言えます。

そして、この図書館施策の充実の内容としては、開館日や開館時間の拡大など、利用しやすい図書館づくりを初め、専門的な見地からの学校図書館への人材、蔵書等の提供、支援に加えて、ますます高度化が進む情報化への対応などが挙げられます。

このほか、重点的な取り組みとして位置付けられている子ども読書活動の推進、学校図書館への支援とその活用については、生涯にわたる読書習慣の涵養や、読書力、読解力の向上を目的とするものです。これは、近年、図書館利用者が減少傾向にあることを踏まえると、将来にわたる図書館利用者の拡大を目指す上で子どもたちを中心に据えた戦略的な取り組みであると言え、ひいては本市の子どもたちの学

力向上につながることも期待できるものです。

今後は、より市民が利用しやすい図書館を一日も早く実現するために、市民への説明責任を果たしながら、指定管理者制度の導入を進めていくべきであると考えます。

以上のことから、請願第6号については採択すべきでないと申し上げ、討論いたします。